

町税滞納整理に県地方税徴収特別対策室職員が入ります

町民の皆さんが安心して豊かな生活をしていくためには、たくさんの資金が必要です。町の主な財源は皆さんの『税金』によって賄われています。

町では、町税等を納税した皆さんの公平を保ち、滞納の解消を図るために、栃木県に設置された『地方税徴収特別対策室』の支援を受けて、4月から県職員と共に今まで以上に税の滞納処分を行っています。

納期限までに納税者が税金を納付していない状態を「滞納」といいますが、滞納すると納めるべき税金のほかに、督促手数料や延滞金を納めなければなりません。

納税者が税金を滞納したままに放置しておくと、法律に基づき滞納者の意思に関わりなく強制的に滞納処分を執行される等、不利益を受けることにもなりますので、納期限までに納付くださるようお願いいたします。

【納税相談】

町税等を納期限までに納めることが困難な人はご相談ください。

【納税催告】

納期限が過ぎても納付のない人に対し、文書（督促状）の送付、電話催告、自宅訪問、勤務先の訪問を行います。

【財産調査】

滞納者の資産を官公署・金融機関・生命保険会社・通信会社などに対し調査を行います。

【給与調査】

滞納者が給与所得者である場合、給与の差押えをするために、勤務先に対する給与調査を行います。

これらの調査は法律に基づき、滞納者に事前の了解を得ずに行うことができます。

【差押処分】

土地・建物などの財産がある滞納者に対し、差押えを行っています。差押え後も納付にならない場合は、やむを得ず、差押えた財産の公売を行うこととなります。また、預貯金や生命保険、勤務先から支給される給与なども差押え対象となります。

問い合わせ先

税務課 納税係

☎9121

固定資産税の減額措置

次に該当する改修工事を行った人は、家屋の固定資産税が減額されますので、改修後3か月以内に申請してください。

バリアフリー改修工事

をみたす改修工事を行われた場合、床面積100㎡までについて翌年度の家屋の固定資産税の3分の1が減額されます。

平成19年4月1日から平成22年3月31日の期間に行った次のような改修工事

(例)廊下の拡幅、階段の勾配緩和、浴室・トイレの改良、手すり設置など

自治体の補助金・介護保険からの給付金を除いた工費が30万円以上である

65歳以上の人、要介護・要支援の認定を受けている人、障害者の方が居住している

ただし、賃貸住宅の物件や新築住宅特例・耐震改修工事特例等を受けている場合は、減額対象にはなりません。

住宅耐震改修工事

昭和57年1月1日以前に建てられていた住宅で、30万円を超える耐震改修を行った場合、床面積120㎡までについて家屋の固定資産税の2分の1が減額されます。

減額期間

平成18年～21年までの改修

3年間

自動交付機停止のお知らせ

6月23日(土)と7月28日(土)は、住民票・印鑑証明書自動交付機の機器工事のため、停止させていただきますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

問い合わせ先 =
住民生活課 総合窓口係
☎9125



平成22年～24年までの改修 2年間
平成25年～27年までの改修 1年間
それぞれの申請に必要な書類等はお問い合わせください。
問い合わせ先
税務課 資産税係
☎9123